

## 令和6年度マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務 受託候補者特定基準

## 1 受託候補者特定基準

評価項目	評価の観点	配 点	項目内訳		
			内訳	基本	任意
1 方針及び 基本的な 考え方	委託業務の趣旨・目的を十分に理解したうえで企画提案されているか。	10	5		5
	十分な専門的知識やノウハウ、ネットワーク、企画力等を有し、委託業務を効果的・効率的に行うための具体的な提案がされているか。		5		5
2 業務の 計画方法	【設置型出張申請サポート事業】 目標受付数を達成するため、実施場所の効果的な選定について、具体的な方針や計画等が提案されているか。 また、目標受付数の達成が困難な場合の改善策について、効果的な方法が提案されているか。	20	10		10
	【訪問型出張申請受付事業】 目標受付数を達成するため、訪問場所の効果的な確保について、具体的な方針や計画等が提案されているか。 また、目標受付数の達成が困難な場合の適切な代替措置（設置型出張申請サポート事業の追加実施等）が提案されているか。		10		10
3 業務の 実施方法	市民の利便性や分かりやすさに配慮した効果的かつ具体的な業務の運営手法等が提案されているか。	30	5		5
	カードを取得していない市民の申請を促すための効果的な取組が提案されているか。 (例：ターゲット層に応じ適切なインセンティブ等を付与する。設置型出張申請サポート事業においては、通行人が立ち寄ってみたくなるよう工夫する。訪問型出張申請受付事業においては、スマートフォンやパソコンを使用することが苦手な方が申込みしやすいよう工夫する等。)		15		15

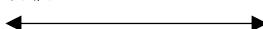
評価点 1・2・3・4・5

評価点 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10



		ミスなく円滑に業務を運営できる業務フローを作成しているか。 また、訪問型出張申請受付事業においては、適切に市職員との連携及び訪問先への事前調整（必要書類等の説明）が十分に図られており、訪問当日にトラブルなく、円滑に出張申請受付ができる運営手法等が提案されているか。		10		10
4	広報計画	【設置型出張申請サポート事業】 サポートの実施を市民に周知するための効果的かつ具体的な広報計画等が提案されているか。	10	5		5
		【訪問型出張申請受付事業】 訪問先を募集するための広報や個別案内（呼びかけ）について、効果的かつ具体的な広報計画等が提案されているか。		5		5
5	業務実施体制等	実施体制（人数・物品）等は充実しているか。	15	5		5
		業務実施に必要なノウハウやスキルを有する者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制が提案されているか。		5		5
		市民からの苦情を迅速かつ的確に解決するための体制等について具体的な提案がされているか。 また、円滑な業務実施のために、必要な対応マニュアル・Q&Aの作成・改訂方法や、業務に従事する者の教育・研修体制について具体的な提案がされているか。		5		5
6	業務実績	類似業務の実績が豊富でノウハウの蓄積があるか。	5	5	5	
7	費用見積額	適切な事業経費の見積りとなっており、経費圧縮に努めているか。	5	5	5	
8	その他	その他、業務の目的を達成するために上記以外の独自の提案や創意工夫がなされているか。	5	5		5
合計			100	100	10	90

評価点 1・2・3・4・5



評価点 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10



## 2 評価方法

- (1) 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。なお、応募者が 6 者以上の場合は、プレゼンテーション実施前に書類審査を実施する。プレゼンテーションによる審査の対象者は、書類審査の結果に基づいて決定する。
- (2) 令和 6 年度マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務プロポーザル審査委員会において、受託候補者特定基準に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。
- (3) 基本項目は、事業所管課（企画総務局区政課）において評価案を提示し、審査委員会の承認を得て評価点とする。
- (4) 任意項目は、各委員が個々に評価を行い、その平均点をもって評価点とする。
- (5) 基本項目と任意項目の評価点の合計をもって事業者の得点とし、プレゼンテーションによる審査の得点の高さに基づき受託候補者の優先順位を決定する。
- (6) 合計点が 6 割（60 点）に満たない場合、その提案は無効とする。